

令和 6 年 6 月 24 日

通所介護相当サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業 者 指 導 担 当 課 長

運動器機能向上加算廃止に伴う対応について（通知）

日頃から本市の介護保険行政の運営にあたり、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定において、通所介護相当サービスの運動器機能向上サービスが基本報酬に包括化され、運動器機能向上加算は廃止となりました。

つきましては、運動器機能向上サービス実施についての留意点について、現時点での静岡市としての考えを下記 QA のとおり整理しましたので通知いたします。

なお、QA の内容については、あくまで静岡市としての見解ですので他保険者とは見解が違う場合があります。

また、この通知以降の国等からの通知により、留意点の内容が変わる場合がありますのでご了承ください。

Q1 運動器機能向上加算の要件であった利用者ごとの運動器機能向上計画を作成する必要があるか。また、アセスメント、モニタリング、体力測定の実施の必要があるか。

A1 運動器機能向上計画の作成については任意とする。ただし、作成しない場合には通所介護相当サービス計画に、運動器機能向上サービスの内容を記載すること。また、アセスメントとモニタリングについては定期的の実施し、体力測定については必要に応じて実施すること。

参考（介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年 3 月 19 日老認発 0319 第 3 号））

3 通所型サービス費

（1）通所型サービスの意義について

指定相当通所型サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているところであり、指定相当通所型サービスは、基準告示第 47 条に定めるとおり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであることを踏まえ、サービスの実施に当たっては以下の点に留意すること。

①（略）

②運動器機能向上サービス（利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。）は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。

【問合わせ先・書類提出先】

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部
介護保険課
事業者指導第1係 古屋
事業者指導第2係 杉村
電話：054-221-1088
e-mail：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp